

番組制作及び放送等事業による地域貢献の実施に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県ケーブルテレビ協議会（平成31年4月1日付で日本ケーブルテレビ連盟信越支部長野県協議会から組織名称変更）（以下「乙」という。）は、長野県及び同県内の各自治体（以下「長野県域」という。）の発展に寄与することを目的として甲及び乙が行う番組制作及び放送等事業（以下「地域貢献事業」という。）の実施に関し、平成24年7月10日付「番組制作及び放送等事業による地域貢献の実施に関する協定書」（平成30年7月10日付け最終更新）を更新し、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力し、地域貢献事業を実施するために必要な事項を定める。

（地域貢献事業の内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる地域貢献事業について相互に連携協力し実施するものとする。

- 一 長野県域を題材とし、甲が関係する番組の制作及び放送に関するここと。
- 二 甲及び乙が共同で企画し実施する地域イベントに関するここと。

（個人情報の取り扱い）

第3条 甲及び乙は、前条各号の地域貢献事業の実施に際し知り得た個人情報を、当該地域貢献事業以外の目的に利用してはならない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和3年7月10日から令和6年7月9日までとする。ただし、当該期間を更新する場合にあっては、次条に規定する評価の結果に基づき甲及び乙が協議し、合意した場合に限り更新することができるものとする。

（評価）

第5条 本協定に基づき実施した地域貢献事業については、本協定の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに甲及び乙が相互に評価を実施するものとする。

（雑則）

第6条 地域貢献事業の実施については、本協定によるほか、本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議し、別に定めるものとする。

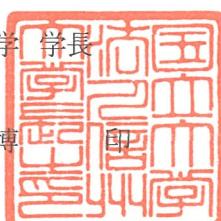
本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自1通ずつ保有する。

令和3年7月10日

甲 長野県松本市旭3丁目1番1号

国立大学法人信州大学

濱田州博



乙 長野県伊那市西町4983番地1

一般社団法人長野県ケーブルテレビ協議会 会長
伊那ケーブルテレビジョン株式会社 代表取締役社長

向山賢悟

